

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【公開番号】特開2004-109723(P2004-109723A)

【公開日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-014

【出願番号】特願2002-274338(P2002-274338)

【国際特許分類第7版】

G 0 3 G 15/00

B 6 5 H 31/10

H 0 4 N 1/00

【F I】

G 0 3 G 15/00 5 5 0

B 6 5 H 31/10

H 0 4 N 1/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月8日(2005.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像記録部を備える装置本体と、前記装置本体の上部に支持部材を介して配置される画像読み取部と、前記装置本体と画像読み取部との間に形成される空間部に記録部から搬送されてきた記録紙を積載する排出トレイとを備えた画像形成装置であつて、

前記支持部材は、記録紙の排出方向に平行に配置されることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記支持部材は、装置フロント側と装置サイド側の少なくとも一方に記録紙取り出し用開口部を形成するように配置されることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記支持部材の上に補強梁部材を設け、前記補強梁部材から所定の幅で板状部材が垂下されることを特徴とする請求項1または2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記補強梁部材の上部に天板部材を固定して設け、前記天板部材に対して画像読み取部を着脱可能に支持することを特徴とする請求項3に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記支持部材は、装置のフロント側とリヤ側に平行に配置されることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

【課題を解決するための手段】

本発明は、画像記録部を備える装置本体と、前記装置本体の上部に支持部材を介して配置される画像読取部と、前記装置本体と画像読取部との間に形成される空間部に記録部から搬送されてきた記録紙を積載する排出トレイとを備えた画像形成装置に関する。

請求項 1 の発明は、前記支持部材は、記録紙の排出方向に平行に配置されることを特徴とする。

請求項 2 の発明は、前記支持部材は、装置フロント側と装置サイド側の少なくとも一方に記録紙取り出し用開口部を形成するように配置されることを特徴とする。

したがって、装置の中間部で装置本体上に配置する排出トレイに対して、記録紙の排出方向の上下流部に広い空間部を形成できるので、録紙の取り出しを容易に行うことができ、記録紙排出部の上部の空間を介して、定着器の熱を容易に逃がすことができる。